

議案第43号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和3年度」を「令和4年度」に、「を含む」を「に限る」に、「（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間」を「が令和5年4月1日以降」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第16項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年6月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
43号	1

提案理由（議案第43号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置について、減免の対象を変更するため、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
43号	2

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</p> <p>16 第25条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については、<u>令和5年度</u>の国民健康保険税(令和4年度末に資格を取得したこと等により賦課される<u>令和4年度</u>相当分の国民健康保険税に限る。)であって、納期限が<u>令和5年4月1日</u>以降</p> <hr/> <p>に設定されているものについて適用し、申請書の提出期限は、市長が別に定める。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収した者に係る国民健康保険税の減免申請の特例)</p> <p>16 第25条第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る国民健康保険税の減免の申請については、<u>令和4年度</u>の国民健康保険税(令和3年度末に資格を取得したこと等により賦課される<u>令和3年度</u>相当分の国民健康保険税を含む。)であって、納期限(特別徴収の対象年金給付の支払日)が<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に設定されているものについて適用し、申請書の提出期限は、市長が別に定める。</p>

議案	頁数
43号	3